# 医療審議会でのご意見を踏まえた修正

## １．計画に対するご意見

【第５章　第２節　６救急医療】

・　国においては、救急医療における機能分化のためには、三次医療機関が求められている役割をより果たすため、救急医療機関からの必要な下り搬送の推進や、地域で救急患者等を受け入れる病棟の設置が図られていることから、島根県においても、救急医療の連携体制についての早急な検討に着手すること。

## ２．計画の修正案（119 頁、122 頁）

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| **【現状と課題】**<br>**（１）救急医療体制**<br>●　救命救急センターにおいては、増加する救急搬送に対応する救急、外科、産科等の専門医が不足し、現状の体制を維持することが困難になってきています。<br>今後の医療需要の変化や、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿医師の働き方改革による影響等に対応し、医療機関・機能の集約化・重点化と連携の推進、専門医の適正配置などにより、三次救急の体制を強化し、二次救急の支援強化を含む、全県的な救急医療体制の確保に向けた＿＿＿＿検討が必要です。 | **【現状と課題】**<br>**（１）救急医療体制**<br>●　救命救急センターにおいては、増加する救急搬送に対応する救急、外科、産科等の専門医が不足し、現状の体制を維持することが困難になってきています。<br>今後の医療需要の変化や、国の医療政策の方向性、医師の働き方改革による影響等に対応し、医療機関・機能の集約化・重点化と連携の推進、専門医の適正配置などにより、三次救急の体制を強化し、二次救急の支援強化を含む、全県的な救急医療体制の確保に向けた早急な検討が必要です。 |
| **【施策の方向】**<br>**（１）救急医療体制**<br>①　現状の救急医療体制の維持充実に努めます。<br>特に、二次救急については、医療機関連携を促進し、地域全体で医療機能の水準の維持充実に努めます。また、二次救急と三次救急の広域的な連携体制を強化し、全県の救急医療体制の確保を図ります。<br>なお、現在の救急医療体制が維持できなくなることを想定し、全県的な救急医療体制を確保するための広域の連携体制についても検討します　　。 | 修正なし |